

懇談会で審議する内容等



1. 「河川整備基本方針」と「河川整備計画」について

■平成9年に河川法が改正され、「河川整備基本方針（長期的な河川整備の方針）」と「河川整備計画（当面の具体的な整備の計画）」を策定することとなった。

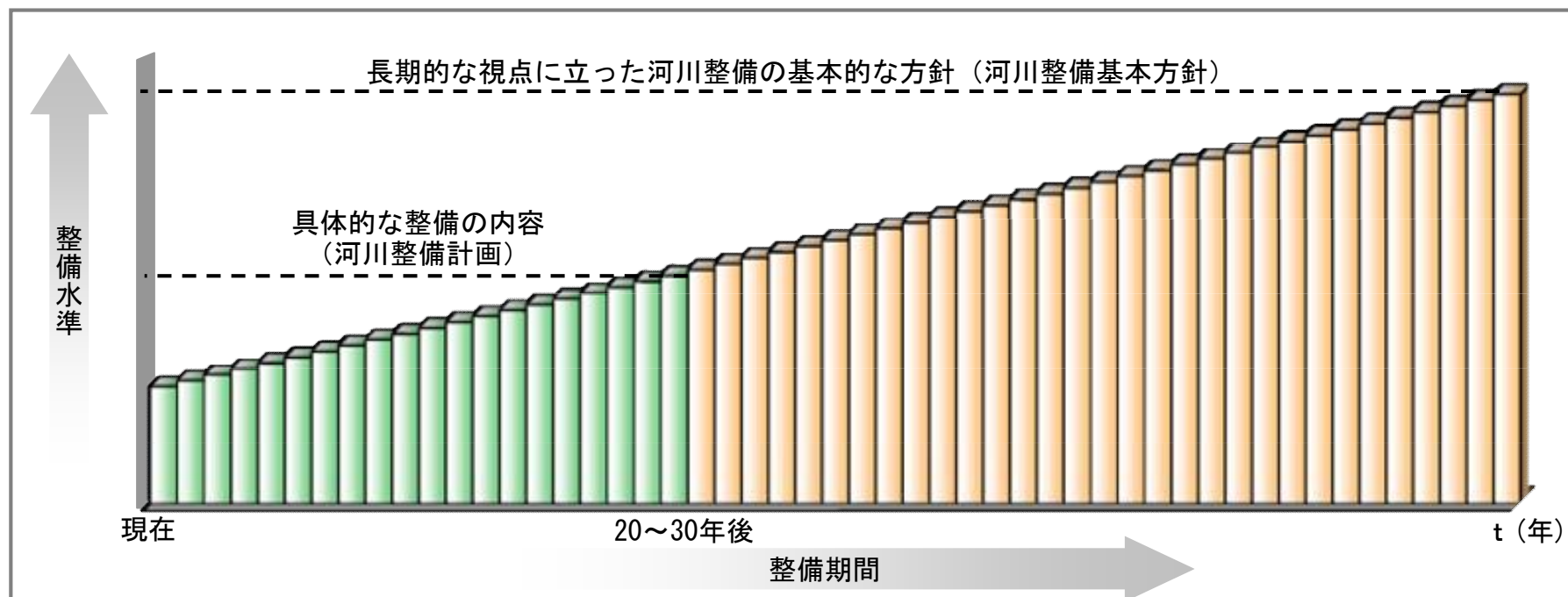
河川整備基本方針

- ①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
長期的な視点に立った河川整備に関する基本方針を決定。
- ②河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述。

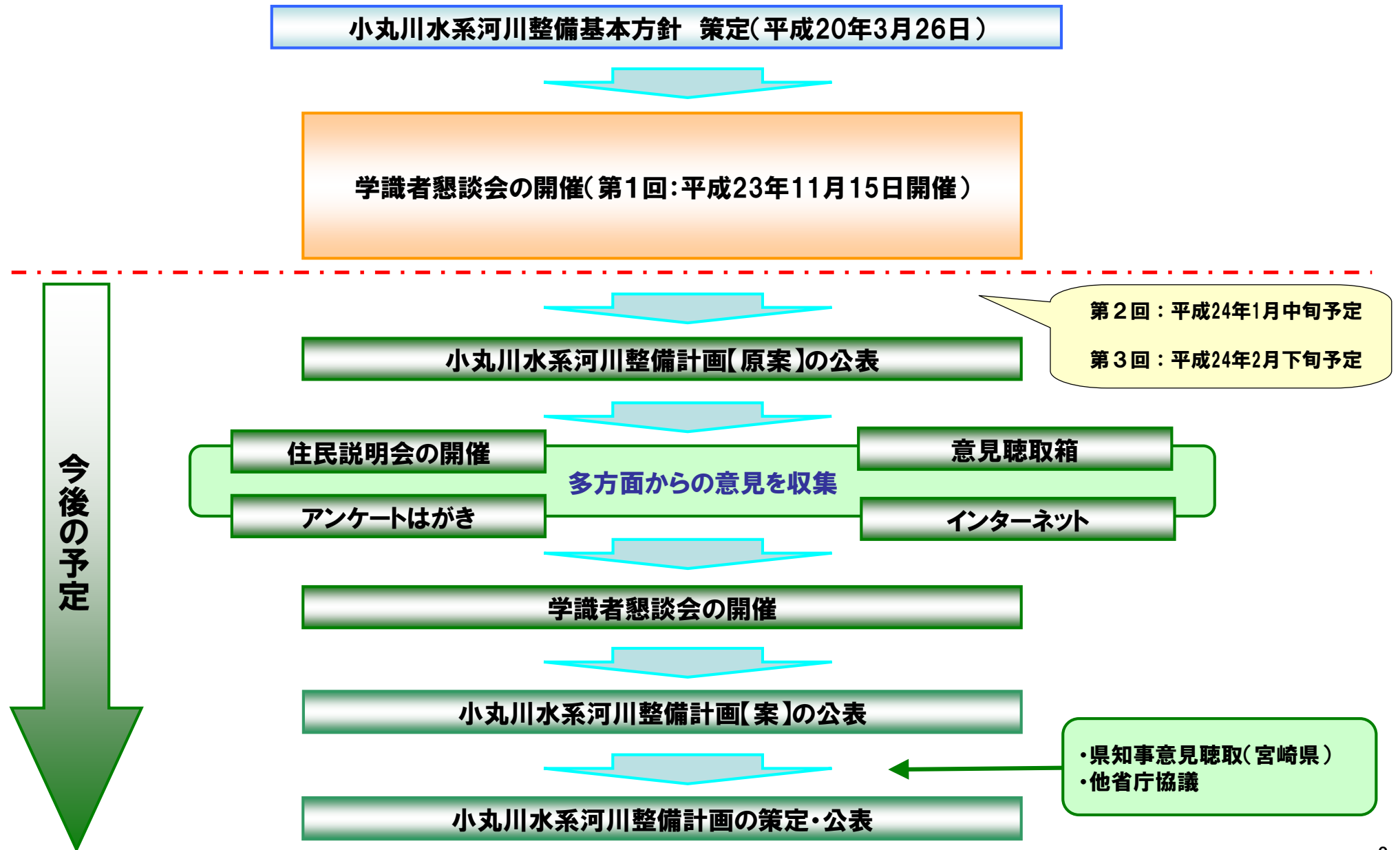
河川整備計画

- ①河川整備の目標
20～30年後の河川整備の目標を明確にする。
- ②河川整備の実施に関する事項
個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする。

河川整備計画における段階的な整備にあたっての目標イメージ図



2. 小丸川水系河川整備計画策定までの流れについて



3. 懇談会での議事予定

今回の第1回懇談会にて説明

【1】小丸川の概要

- 1.流域と河川の概要 等

【2】小丸川の現状と課題

- 1.治水
- 2.利水
- 3.河川環境

【3】河川整備計画の目標(案)

- 1.治水
- 2.利水
- 3.河川環境

【4】河川整備の実施内容等

(河川工事)

- 1.治水・・・今回は概要のみ

- 2.利水
- 3.河川環境

(河川の維持)

- 1.治水
- 2.利水
- 3.河川環境

【5】川づくりの進め方

1. 地域との連携による川づくり 等

第2回懇談会以降、整備計画(原案)全体を説明